四　高等学校費	生徒数	D_{27} ＝ 0.026 D_{28} ＝ 0.0257 D_{29} ＝ 0.0259 D_{30} ＝ 0.02592 $D_{令元}$ ＝ 0.02559 $D_{令2}$ ＝ 0.02575 $D_{令3}$ ＝ 0.00157 $D_{令4}$ ＝ 0.00353 $D_{令5}$ ＝ 0.00479	
		算式	
		$\dfrac{B_{16} \times C_{16} + \sum_{n=10}^{16} (D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{62{,}100\text{円} \times A}$	
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_{16}　平成 16 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		C_{16} ＝ 0.0239	
		D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		E_{10} ＝ 0.0030	
		E_{11} ＝ 0.0090 E_{12} ＝ 0.0092 E_{13} ＝ 0.0104 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0000 E_{16} ＝ 0.0239	
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令	

四　高等学校費	生徒数	D_{27} ＝ 0.027 D_{28} ＝ 0.0257 D_{29} ＝ 0.0259 D_{30} ＝ 0.02596 $D_{令元}$ ＝ 0.02561 $D_{令2}$ ＝ 0.00114 $D_{令3}$ ＝ 0.00157 $D_{令4}$ ＝ 0.00353	
		算式	
		$\dfrac{\sum_{n=15}^{16} (B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{16} (D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{59{,}800\text{円} \times A}$	
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		C_{15} ＝ 0.0243 C_{16} ＝ 0.0242	
		D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		E_9 ＝ 0.0046 E_{10} ＝ 0.0102	
		E_{11} ＝ 0.0088 E_{12} ＝ 0.0092 E_{13} ＝ 0.0104 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0243 E_{16} ＝ 0.0242	
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令	